

楯築ルネッサンス規約

第1条（名称）

本会は、名称を「楯築ルネッサンス」とする。

第2条（所在地）

事務所を岡山市北区中山下 1-11-15 新田第 1 ビル 3 F に置く。

2 活動の拠点は、倉敷市とする。

第3条（目的）

本会は、楯築遺跡の歴史的意義を再考し、その復元整備を実現することにより、倭国誕生の経緯を明らかにすると共に、郷土吉備への理解と愛情を深めることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)楯築遺跡の重要性を広く世間に知らしめるための広報活動
- (2)楯築遺跡の復元と周辺整備の実現に資するあらゆる活動
- (3)古代吉備をテーマとする著作物・アニメ・ゲーム等の制作と企画
- (4)その他、各号に附随する事業及び活動

第5条（組織）

本会は、古代吉備の歴史を愛する個人や企業・団体の会員をもって構成する。

第6条（入会・退会）

本会への入会は随時とし、入会申込書を提出後、理事会の承認を得るものとする。

2 会員は、いつでも任意に退会することが出来る。ただし、すでに納めた入会金・会費の払い戻しは行わない。

3 会員が本会に対し、著しく不適切な行為を行った時は、理事会の決議をもって、会員資格を取り消すことが出来る。

第7条（会費）

会費の規定は別途定める。

第8条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日から3月31日とする。

第9条（理事・監事の選任）

1 本会は、総会において会員の中から理事を選任する。

2 本会は、総会の承認をもって理事の中に次の役員を置く。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 若干名
- (3)会計 1名
- (4)事務局 若干名

3 本会は、総会において会員の中から監事を選任する。

第10条（理事会）

本会は、前条の理事により理事会を構成する。

第11条（任期）

理事の任期は、2年とする。

第12条（総会）

1 総会は、理事会の決議をもって、代表が招集する。

2 総会は、会員の過半数の参加をもって成立とする。

3 書面による参加も認める。

第13条（アドバイザーの設置）

本会は、第3条に賛同いただける方々にアドバイザーを委嘱することができる。

附 則

この規則は、令和4年1月20日から施行する。

「楯築ルネッサンス」 会費規程

第1条（目的）

この規程は、「楯築ルネッサンス」の規約（以下、規約という）第7条（会費）に基づき、会員の入会金および会費について定めたものである。

第2条（適用）

この規程は、規約第5条（組織）に規定する会員に適用する。

第3条（入会金と会費）

会員は、入会時に入会申込書と入会金を金3千円納めなければならない。
2会員の年会費または月会費は無料とする。

第4条（会費の変更）

入会金および会費の変更は、理事会で審議し総会で承認決定する。

附 則

この規則は、令和4年1月20日から施行する。